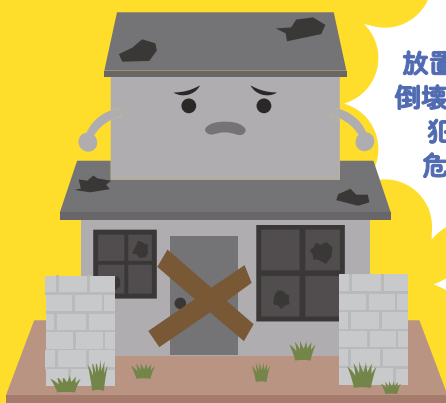


空家等除却事業費 補助金申請の手引き

最大80万円補助

物件の状態を確認する必要があるため、必ず事前にご相談ください。
また、申請後、交付決定を受けてから契約していただく必要があります。**契約された後の物件は対象となりません**のでご注意ください。



放置された空き家は
倒壊によるトラブルや
犯罪に使われる
危険があります！

また、特定空家等に
指定されると、
税制上の措置が
取られることも！*

補助額

補助対象経費（補助対象工事に要する経費。除却に伴う産業廃棄物の処分に要する費用を含む。消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）と標準除却費を比較し少ない額の80%（最大80万円）

標準除却費

木造	延べ面積(㎡) × 26,000円 (㎡あたり)
非木造	延べ面積(㎡) × 37,000円 (㎡あたり)

※行政による空き家管理についての指導に従わなかった場合

補助対象

- 市内に所在する空き家（居住その他の利用がなされていない状態が概ね1年以上続いているもの）の除却費用
- 除却する空き家の状態又は跡地が、次のいずれかに当てはまるもの。
 - 人が住むために使われていた建築物又はその部分で、構造又は設備が著しく不良のため生活できる状態になく、住宅地区改良法施行規則別表に従い測定した住宅の不良度100点以上の場合
 - 今後も建築物を使う見込みがなく、除却後の跡地を地域活性化のため計画的に利用される場合

▼下記の場合は対象になりません。

- ・ 除却に係る他の補助金を受けて実施するもの。
- ・ 不動産販売業又は不動産貸付業の事業者が行うもの。
- ・ 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく命令を受けたもの。
- ・ 申請者及びその世帯の者が市税を滞納しているもの。
- ・ 家財道具、機械、車両等の処分に係るもの及び浄化槽その他の埋設物の除却に係るもの。
- ・ 建設業許可事業者又は解体工事登録業者ではないものが請負う除去工事。



不良度100点のイメージ

採点の例

- ・ 屋根が著しく変形したもの(50点)
- ・ 外壁の構造が粗悪なもの(25点)
- ・ 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの(25点)

補助対象に関する問い合わせは
住宅政策課(裏面記載)まで！

申請の流れ ※事前にご相談ください。



■は申請者が行う工程、■は市役所が行う工程、★は下記書類が必要となります

(1) 交付申請時の提出書類 ※除却工事契約前に、交付決定を受ける必要があります。-----

- 補助金交付申請書
- 空家等除却事業実施(変更)計画書(第1号様式)
- 補助対象空家等の位置図、配置図及び平面図
- 補助対象空家等の現況写真
- 補助対象空家等の登記事項証明書
- 申請者の世帯全員の市税の納税証明書
- 所有権以外の権利の設定がある場合は、当該権利者の同意書(第2号様式)
- 申請者が補助対象空家等の所有者として登記事項証明書又は固定資産税台帳に記載されている者の相続人である場合は、確約書(第3号様式)
- 補助対象空家等の所有者が複数である場合は、除却工事の施工に関する同意書及び補助金の手続きに関する委任状(第4号様式)
- 補助対象工事に要する費用の見積書の写し
- その他市長が必要と認める書類

(2) 実績報告時の提出書類 -----

- 事業実績報告書
- 工事請負契約書の写し
- 除却に要した経費の領収書の写し
- 工事写真(竣工状況、工事中の分別解体の状況等の補助対象事業の内容が確認できるもの)
- 廃棄物の処理に関する処分証明書類
- その他市長が必要と認める書類

注意事項

- ・必ず除却工事契約前に申請してください。補助対象ではない除却工事や、事後の補助金申請は受付できません。
- ・予算が終了次第受付は終了となります。